

1 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

都道府県名	自治体名	送付先	取扱期間
高知県	高岡郡 四万十町	〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17 四万十町役場 総務課	2014年8月21日(木)から 2014年12月31日(水)まで
徳島県	那賀郡 那賀町	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1 那賀町役場	2014年8月21日(木)から 2015年3月31日(火)まで

※ 今後、この度の台風による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の、追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、隨時、日本郵便株式会社Webサイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】<http://www.post.japanpost.jp/>

2 通常払込みによる災害義援金の送金先及び取扱期間

都道府県名	加入者名	口座記号番号	取扱期間
徳島県	那賀町災害支援金	00960-0-203162	2014年8月21日(木)から 2015年3月31日(火)まで
山口県	和木町災害義援金	00950-3-274441	2014年8月21日(木)から 2014年12月30日(火)まで

※ 今後、この度の台風による災害に関して、通常払込みによる災害義援金の受付団体の追加や取扱期間の延長等があった場合には、隨時、ゆうちょ銀行Webサイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tukau/fukusi/kj_tk_fk_gienkin.html